

27. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等

1. 改正のポイント

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長される(所得税も同様)。

2. 改正の趣旨・背景

中小企業者等は、一般的に従業員数が少なく、一定のスキルを有する人材を確保することが困難であること等から、パソコン等の少額資産の取得による事務処理能力の向上・事業効率化を促進するため、中小企業者等が取得価額30万円未満の少額減価償却資産を取得等した場合には、その取得価額の全額(限度:一事業年度1年当たり300万円まで)を損金に算入することが認められており、その特例が2年間、延長されることとなった。

3. 改正の内容

- (1) 中小企業者等が取得価額30万円未満の少額減価償却資産を取得等した場合に、年間300万円まで取得価額の全額を損金に算入することができる特例の適用期限が2年延長され、平成32年3月31日まで取得等する少額減価償却資産について適用される。
- (2) 所得税も同様にこの特例の適用期限が2年延長され、平成32年3月31日まで取得等する少額減価償却資産について適用される。

(※) 中小企業者等とは、中小企業者(次の①もしくは②に掲げる法人)又は農業協同組合等をいう。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(大規模法人に発行済株式総数等の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式総数等の3分の2以上を所有されている法人を除く)
- ② 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

4. 実務上の留意点

平成29年度税制改正において、適用事業年度前3年の平均所得金額が15億円を超える法人については、平成31年4月1日以後に開始する事業年度から、中小企業向け租税特別措置法の適用について制限を設ける改正がなされている。平成30年4月1日施行の「所得税法等の一部を改正する法律」において、この少額減価償却資産の損金算入特例について、適用除外事業者に該当するものを除く、という文言が追加されたため、注意を要する。